

令和4年度「さぬきの夢」消費拡大キャンペーン事業委託業務仕様書

1. 趣 旨

「さぬきの夢」を県内外の消費者に PRするとともに、各種媒体を用いた効果的なキャンペーンを実施することで、「さぬきの夢」のブランド力の向上と消費拡大を図るものである。

2. 委託者

かがわ農産物流通消費推進協議会 会長 早川 茂
(事務局：香川県農政水産部農業生産流通課内)

3 委託期間

契約締結日から令和5年2月24日(金)

4 業務概要

- (1) キャンペーンの企画立案・実施
- (2) 広報関係
- (3) キャンペーン参加者等からの問い合わせ対応
- (4) キャンペーン参加者等の集計・分析
- (5) その他、キャンペーンに付随する業務

5 業務内容

(1) 「さぬきの夢」消費拡大キャンペーン(仮称)の実施業務

以下の項目の内容を踏まえ、事務局と協議のうえ、キャンペーンの企画業務を実施すること。

ア キャンペーン概要

◇実施内容：「さぬきの夢」取扱店約200店舗(県内約180店舗、県外約20店舗)を県内外の消費者に PRするとともに、消費者に「さぬきの夢」取扱店の回遊を促し、「さぬきの夢」商品の消費拡大が図れるようなキャンペーンを実施する。
また、本キャンペーンに参加した消費者に対して、抽選等で賞品を付与する。

※「さぬきの夢」取扱店とは

「さぬきの夢」小麦粉(ブレンドを含む)を使用した商品(うどん、麺類、菓子類等)を製造又は調理し、提供する県内外の事業者として定めたものである。

◇実施期間：令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)(予定)

※実施にあたっては、後記オ(5)の「さぬきの夢」ロゴデザインを使用すること。なお、ロゴシールは協議会から提供するが、ポスターまたはポップを使用する必要がある場合は、受託者において印刷すること(ポスター、ポップは令和4年7月時点の「さぬきの夢」取扱店(150店舗)には配布済)。

イ キャンペーン名の作成

- ◇本キャンペーンについて、キャンペーン参加者（消費者）に香川県産小麦＝「さぬきの夢」であることを訴えかけ、印象に残るようなキャンペーン名を作成する。

ウ 参加店連絡調整

- ◇キャンペーン実施要領等の店舗説明用資料を作成し、参加店舗との連絡調整を行う。
- ◇参加店舗に対し、エで作成する広報資材を消費者の目につきやすい所に設置してもらうなど、キャンペーンの広報にも理解・協力していただけるよう働きかけを行う。
- ◇店舗のキャンペーンへの参加料は無料とすること。

オ 賞品の応募条件

- ◇広く参加が促されるよう、段階的な応募条件を設けるものとし、事務局と協議の上、決定するものとする。
- ◇キャンペーン期間中に、参加店舗で対象商品を注文したことが確認できる応募方法とする。
- 賞品詳細：応募者の中から100名程度を選定し、当選者とする。全体の賞品予算を20万円(税込)とし、香川県産品等を提案するものとする。
- ※賞品購入費、送料は委託料に含む。景品表示法に抵触しないこと。

カ 県が運営するHP「讃岐の食」との連携

- ◇県が運営するHPにおいて、「さぬきの夢」取扱店を紹介することとしているので、同HPと連携を図るようにすること。

(2) 広報関係

- ◇キャンペーンの内容等を広く消費者等に広報する提案を行い、実施すること。
- 参加店舗に設置するPR資材の作成は必須とする。

(3) キャンペーン参加者等からの問い合わせ対応

- ◇キャンペーン運営事務局として、キャンペーン参加者からの問い合わせへの対応を行うものとする。

(4) キャンペーン参加者等の集計・分析

- ◇キャンペーン参加者の情報等の集計を行うものとし、年代ごとに好まれる商品（または店舗）や多く選ばれた商品（または店舗）の分析を行い、集計データを提供するものとする。

(5) その他、貸与データ等、キャンペーンに付随する業務

- ◇貸与データ及び提供可能PRグッズ

- ・「さぬきの夢」ロゴデザイン
- ・ポスター（1種類：「さぬきの夢がひろがる」）
- ・POP（1種類：「さぬきの夢がひろがる」）
- ・「さぬきの夢」ロゴシール 1000枚（1枚あたりシール50個）

※貸与データについては、応募資格要件に適合した者に対して、必要に応じて提供します。

◇その他、キャンペーンの実施に付随する業務を行うものとする。

(参考) 貸与データ



ロゴデザイン



POP (A6 サイズ)



ポスター(A2 サイズ)

6 その他

- 1) 本事業の企画提案、実施過程で知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
- 2) 本事業の成果物並びデザインの著作権は委託者に帰属するものとする。この成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者はあらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させたいうで、当該成果物等を委託者に引き渡すものとする。
- 3) 委託者は、この成果物に係る画像、アイデア、コンセプト等について、対価を払うことなく自由に使用できるものとし、委託者が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものである。
- 4) 業務の詳細な内容については委託者と協議して実施すること。本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度、協議すること。
- 5) 業務の実施に伴い必要となる物品等については、委託金額に含むものとする。
- 6) 委託料の支払いは、完了払いとする。
- 7) 他社の印刷物などから、写真、イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることをしないよう受注者において必要な手続きをとること。